

18. 学芸員資格取得について

学芸員課程設置の目的

本課程は、博物館法に基づき、博物館や美術館などの運営にあたる専門職員である学芸員を養成することを目的とする。

学芸員の職務

博物館法に基づく博物館及び博物館相当施設において、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究と関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

学芸員の資格

学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものは、学芸員となる資格を有する。

平成23年度以前入学者

1 博物館に関する科目

平成18年度以降入学生は、次の表に従って履修すること。

平成17年度以前入学生の履修方法は、文学部教務担当窓口で確認すること。

【注】表の内容（授業科目、開講時限等）の変更は掲示にてお知らせします。

学芸員資格取得希望者は必ずこまめに掲示板を確認するよう心がけてください。

「2 博物館法施行規則の改正に関する注意事項」も熟読してください。

博物館法施行規則に定める科目			本学における授業科目		備 考
科目	単位数	授 業 科 目 名	必要単位数		
必修科目	博物館概論	2	博物館学1	2	★博物館実習履修のための修得必要科目
	博物館資料論	2	博物館学2	2	★博物館実習履修のための修得必要科目
	博物館経営論	1	博物館学3	2	★博物館実習履修のための修得必要科目 →2 博物館法施行規則の改正に関する注意事項 ② (*1)を参照すること
	博物館情報論	1			
	教育学概論	1	平成18～20年度入学者 ：「教育学概説」「人権・同和教育」のうちから1科目 平成21年度入学者 ：「教育学概説」 平成22,23年度入学者 ：「学校と教育の歴史」	2	いずれも教育学部開講科目 【時間割・教室等は『平成24年度教育学部教職科目開講一覧』で確認すること】
	生涯学習概論	1	生涯学習社会論	2	教育学部開講科目 (前期・月曜・4時限・<2年次～>) 平成18～23年度入学者：講義番号 020042 【教育学部5202教室】
	視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育メディア論	2	→2 博物館法施行規則の改正に関する注意事項 ② (*1)を参照すること (時間割・教室等は『平成24年度文学部専門教育科目授業時間割』(共通科目)で確認すること)
	博物館実習	3	博物館実習	3	・文学部、教育学部及び理学部の学生で本備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”を全て修得した者の中から40名が受講できる。40名を超える場合は、“★博物館実習履修のための修得必要科目”の合計12単位(平成19年度以前入学者にあっては合計10単位)の成績平均点により選抜する。

				<ul style="list-style-type: none"> ・実習内容については、文学部専門教育科目シラバスを参照すること。 ・末尾（注）をよく確認すること。
選択科目	文化史・美術史・考古学		人類学 日本史概説 1 日本史概説 2 アジア史概説 1 アジア史概説 2 西洋史概説 1 西洋史概説 2 考古学概説 1 考古学概説 2 文化人類学概説 1 文化人類学概説 2 美術史概説 1 美術史概説 2	6 左記のうちから 3科目6単位 を選択すること。 ◎重複履修可の科目を複数回修得しても1科目の修得と数えるので注意すること。 （例：選択科目中「日本史概説1」を2回、「アジア史概説1」を1回修得したとすると、単位数は6単位修得しているが、科目数は2科目となり、科目数が不足していることになる。） ★博物館実習履修のための修得必要科目 必要な科目数及び単位数： 平成18～19年度入学者：2科目4単位 平成20～23年度入学者：3科目6単位

(注) 博物館実習の履修手続について

博物館実習の履修を希望する学生は、上表備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”（6科目12単位）を全て修得した者とし、履修登録とは別に履修を希望する年度の4月に履修希望願を提出しなければなりません。履修希望願の提出期限については、毎年度掲示により指示します。履修許可の認定は、文学部学芸員課程専門委員会において行い、その結果については掲示により通知します。履修を許可された者は、その年度に「博物館実習」の履修登録を行わなければなりません。

2 博物館法施行規則の改正に関する注意事項

① 博物館法施行規則の改正により、平成24年4月1日から学芸員資格取得に必要な単位数が変わりました。ただし、平成23年度以前入学者については、次の条件を満たせば、従来どおりの科目及び単位数で学芸員資格を得ることができます。（→See【参考】附則3）

<ul style="list-style-type: none"> ・必要な科目（文学部が指定する必修科目15単位+選択科目6単位）（1 博物館に関する科目に掲げる表の科目）を文学部卒業までに、すべて修得すること ・卒業すること

② 平成25年度以降（博物館実習にあつては平成26年度以降）、文学部では上記①を満たすための科目（以下「旧課程の科目」といいます。）のうち、必修科目は開講せず、改正後の規則に対応した科目（以下「新課程の科目」といいます。）のみを開講します。平成25年度以降は、以下の表により、不足している「旧課程・本学文学部における授業科目」に対応する「新課程・本学文学部における授業科目」を履修してください。新課程の科目の単位を修得することにより、旧課程の科目の単位を修得したことになります。（→See【参考】附則4）

なお、選択科目については従来どおり開講します。

新課程・本学文学部における授業科目	単位数	旧課程・本学文学部における授業科目	単位数
生涯学習社会論	2	生涯学習社会論	2
博物館概論	2	博物館学 1	2
博物館経営論	2	博物館学 3 (*1)	2
博物館資料論	2	博物館学 2	2
博物館による学習支援	2	学校と教育の歴史（平成22年度以降入学生）	2
博物館情報・メディア論	2	博物館学 3 (*1)	2
		視聴覚教育メディア論	2
人文系博物館実習	3	博物館実習	3

(*1) 『博物館学3』が未修得の場合、既に『視聴覚教育メディア論』を修得済であっても、『博物館経営論』と『博物館情報・メディア論』両方を修得しなければなりません。また、『博物館学3』を修得済で、『視聴覚教育メディア論』を未修得の場合は、『博物館情報・メディア論』を修得してください。

③ ①の条件を満たさずに卒業（または退学等）し、卒業後、再び学芸員資格を取得しようとする場合は改正後の規則が適用され、60頁平成24年度入学者と同じ単位を修得しなければなりません。

ただし、平成23年度までに修得した旧課程の科目の単位は、新課程の科目の単位とみなすことがあります。

次の表により、平成23年度までに修得した「旧課程・本学文学部における授業科目」に対応する「新科目（博物館法施行規則に定める科目）」については、新課程で修得したものとみなすため、新たに履修する必要はありません。

(→See【参考】附則5)

今年度(平成24年度)以降に修得した旧課程の科目は、新科目とみなすことができないので十分注意してください。

旧課程・本学文学部における授業科目	単位数	新科目(博物館法施行規則に定める科目)	単位数
生涯学習社会論	2	生涯学習概論	2
博物館学1	2	博物館概論	2
博物館学3	2	博物館経営論	2
博物館学2	2	博物館資料論	2
博物館学3(*2)	2	博物館情報・メディア論(*2)	2
視聴覚教育メディア論(*2)	2		
博物館実習	3	博物館実習	3

(*2)『博物館学3』と『視聴覚教育メディア論』両方の単位を修得している場合に限り、『博物館情報・メディア論』の単位とみなします。

【参考】博物館法施行規則の一部を改正する省令 附則(抄)

附 則

- この省令は、平成24年4月1日から施行する。
- この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則(以下「旧規則」という。)第一条に規定する博物館に関する科目(以下「旧科目」という。)の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則(以下「新規則」という。)第一条に規定する博物館に関する科目(以下「新科目」という。)の単位の全部を修得したものとみなす。
- この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新 科 目	単 位 数	旧 科 目	単 位 数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	一
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館教育論	二	教育学概論	一
博物館情報・メディア論	二	博物館情報論	一
		視聴覚教育メディア論	一
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館概論	二	博物館学	六
博物館経営論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館資料論	二		
博物館情報・メディア論	二		
博物館経営論	二	博物館学各論	四
博物館資料論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館情報・メディア論	二		

- この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧 科 目	単 位 数	新 科 目	単 位 数
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館情報論	一	博物館情報・メディア論	二
視聴覚教育メディア論	一		

博物館実習	三	博物館実習	三
博物館学	六	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論	二 二 二
博物館学 視聴覚教育メディア論	六 一	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論	二 二 二 二
博物館学各論	四	博物館経営論 博物館資料論	二 二
博物館学各論 視聴覚教育メディア論	四 一	博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論	二 二 二

(以下略)

平成24年度入学者

博物館に関する科目

平成24年4月1日より博物館法施行規則が改正され、必要な科目及び単位数が変更されました。必修科目は2年次以降の履修となるため、来年度に開講時期・時間割を発表します。選択科目の中には、1年次から履修できる科目もあります。『文学部専門教育科目授業時間割』で履修対象年次を確認してください。

【注】表の内容の変更は掲示にてお知らせします。

学芸員資格取得希望者は必ずこまめに掲示板を確認するよう心がけてください。

改正博物館法施行規則に定める科目		本学における授業科目		備考	
科目	単位数	授業科目名	必要単位数		
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習社会論	2	教育学部開講科目
	博物館概論	2	博物館概論	2	★博物館実習履修のための修得必要科目 【平成25年度開講予定】
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	★博物館実習履修のための修得必要科目 【平成25年度開講予定】
	博物館資料論	2	博物館資料論	2	★博物館実習履修のための修得必要科目 【平成25年度開講予定】
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	【平成25年度開講予定】
	博物館展示論	2	博物館展示論	2	【平成25年度開講予定】
	博物館教育論	2	博物館による学習支援	2	【平成25年度開講予定】
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	【平成25年度開講予定】
	博物館実習	3	人文系博物館実習	3	【平成26年度開講予定】 ・文学部，教育学部及び理学部の学生で本備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”を全て修得した者の中から40名が受講できる。40名を超える場合は，“★博物館実習履修のための修得必要科目”の合計12単位の成績平均点により選抜する。 ・末尾の（注）をよく確認すること。
選択科目	文化史・美術史・考古学	人類学 日本史概説1 日本史概説2 アジア史概説1 アジア史概説2 西洋史概説1 西洋史概説2 考古学概説1 考古学概説2 文化人類学概説1 文化人類学概説2 美術史概説1 美術史概説2	6	左記のうちから 3科目6単位 を選択すること。 ◎重複履修可の科目を複数回修得しても1科目の修得と数えるので注意すること。 （例：選択科目中「日本史概説1」を2回、「アジア史概説1」を1回修得したとすると、単位数は6単位修得しているが、科目数は2科目となり、科目数が不足していることになる。） ★博物館実習履修のための修得必要科目 必要な科目数及び単位数：3科目6単位	

（注）博物館実習の履修手続について

博物館実習の履修を希望する学生は、上表備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”（6科目12単位）を全て修得した者とし、履修登録とは別に履修を希望する年度の4月に履修希望願を提出しなければなりません。

履修希望願の提出期限については、毎年度掲示により指示します。

履修許可の認定は、文学部学芸員課程専門委員会において行い、その結果については掲示により通知します。

履修を許可された者は、その年度に「博物館実習」の履修登録を行わなければなりません。